

第21期第4回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月14日(木) 10時30分から11時44分
2 開催場所 高知市本町5丁目3-30 高知共済会館 3階「藤」
3 出席委員 林田千秋、大木正行、御処野誠、島崎章、西脇亜紀、
川村寛二、百田美知(計7名)
欠席委員 筒井一水、山下慎吾、堀澤栄
署名委員 島崎章、百田美知
県出席者 水産振興部 西山副部長
漁業管理課 池課長、織田副参事
事務局 井上書記長、谷口書記、加藤書記

4 審議事項

- 第1号議案 遊漁規則の一部変更について(嶺北漁業協同組合)
第2号議案 令和3年度うなぎ稚魚(しらすうなぎ)特別採捕取扱方針について

5 議事内容

- 井上書記長** 定刻となりましたので、ただ今より第4回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。
それでは本日の会議ですが、委員定数10名のうち7名にご出席いただいておりますので、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。
では、会議規則第1条に従いまして、林田会長に議長をお願いしたいと思います。
それでは、会長お願いいたします。
- 林田会長** 本日は、お忙しい中、委員の皆さま方にはご出席いただき心から感謝申し上げます。
それでは、早速ですが水産振興部副部長から挨拶をお願いします。
- 西山副部長** 皆さん、おはようございます。水産振興部副部長の西山でございます。本来でありましたら部長の松村がご挨拶申し上げるところでございますが、本日、9月議会の閉会日でただ今議場に参っておりますので、私が代わりにご挨拶申し上げます。
内水面漁場管理委員会でございますが、本年度に入りまして、2回目の開催となりました。委員の皆様には、何かとご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、本日、委員の皆様にご審議いただきますのは、2件の議案でございます。

第1号議案は、嶺北漁業協同組合の「遊漁規則の一部変更について」ご審議いただきます。遊漁規則の変更につきましては、内水面漁場管理委員会のご意見を伺って、知事が認可をする、法定諮問事項となっておりますので、どうか充分なご審議をよろしくお願い申し上げます。

第2号議案は、令和3年度うなぎ稚魚特別採捕取扱方針についてです。こちらは、今年度のしらすうなぎの採捕についての特別採捕許可を行うにあたり、その取扱方針についてご審議いただき、ご意見を頂戴するものです。

詳細につきましては、後ほど担当から説明をいたしますので、委員の皆様には、適切にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。
どうかよろしく願いいたします。

林田会長

ありがとうございました。

それではただいまから、会に移りたいと思います。

まず、本日の欠席委員ですが、筒井委員、山下委員、堀澤委員の3名です。

次に、議事録署名委員ですが、本日の議事録署名委員は、島崎委員、百田委員にお願いしたいと思います。

それでは早速ですが議題に入ります。第1号議案、「遊漁規則の一部変更について（嶺北漁業協同組合）」について、事務局の説明を求めます。

谷口書記

それでは、第1号議案につきまして、ご説明いたします。

資料をお願いいたします。資料を1枚めくっていただいて、1ページ目の諮問文を朗読いたします。

3 高漁管第677号 高知県内水面漁場管理委員会様 嶺北漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。令和3年10月5日 高知県知事 濱田省司

失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、資料の4ページをご覧ください。

嶺北漁業協同組合の遊漁規則の一部変更概要について新旧対照表を用いてご説明いたします。

左側が「改正後」、右が「改正前」となっておりまして、変更部分にはアンダーラインを入れております。

今回の変更箇所は2点ございます。

まず一点目については、第5条の条文をご覧ください。改正前では、「当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。」となっておりますが、この金額のところを、遊漁券の適切な購入の促進のために、2,000円に引き上げるものです。

2点目につきましては1日遊漁料について、改正前は4,000円となっているものを、より多くの方々に遊漁を楽しんでもらうために、3,000円に引き下げるものです。

以上が、今回の変更の概要となります。

次に2ページをご覧ください。

2ページの県公報の登載案につきましては、本日、ご承認をいただきました場合には、早急に県法務文書課に登載の手続きを進めますが、内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合には、事務局に一任させていただきますよう、お願いいたします。

また、今回の変更を反映した遊漁料金一覧表もお配りしておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」という者あり。)

林田会長

ご意見がないようでしたら、第1号議案「遊漁規則の一部変更について(嶺北漁業協同組合)」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり。)

林田会長

それでは、ご異議がありませんので、原案のとおり承認するというこ
で、知事に答申することといたします。

続きまして第2号議案、「令和3年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別
採捕取扱方針について」、事務局の説明を求めます。

谷口書記

それでは、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料1ページをお願いいたします。まず、諮問文を朗読します。
3 高漁管第678号 令和3年10月5日 高知県内水面漁場管理委員会
会長 林田千秋様 高知県知事 濱田省司 令和3年度うなぎ稚魚（し
らすうなぎ）特別採捕取扱方針について うえのことについて、別紙（案）
により措置したいので、貴会の意見を伺います。

それでは、座って説明をさせていただきます。

2ページ、「しらすうなぎの特別採捕許可と集出荷について」をご覧く
ださい。初めに特別採捕許可とは何かということと、しらすうなぎの集
出荷の流れについて説明させていただきます。

それでは、特別採捕許可と何か？ということについてです。

高知県漁業調整規則では、採捕の禁止期間や全長等の制限、漁具漁法
の禁止など、制限や禁止に関する事項が掲げられています。

しかし、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗の供給のための水産動
植物の採捕については、規則第47条の試験研究等の適用除外ができるこ
とになっています。

そして今回の場合は、規則第34条の全長等の制限において、全長21
センチメートル以下のうなぎは採捕してはならないことになっていま
すが、うなぎ増養殖用の種苗の供給のため、つまり高知県の養鰻事業者
が養殖を行うために必要なシラスウナギを供給するために、これを適用
除外し、しらすうなぎについての特別採捕を許可するものです。そして、
今回ご審議いただくのはその特別採捕許可の取扱方針についてです。

次にその下になります。しらすうなぎの集出荷について簡単にご説
明いたします。県内の漁協等である許可名義人から県は申請を受け、特
別採捕許可を許可名義人に出しますが、実際にしらすうなぎを採捕する
のは、特別採捕許可証の採捕に従事する者の欄に名前が記載されている
採捕従事者になります。

昨年度までの出荷の流れについて説明いたしますと、許可名義人は採

捕従事者からしらすうなぎを集め、高知県しらすうなぎ流通センターに出荷することとなっております。

しかし、許可名義人が直接、高知県しらすうなぎ流通センターに出荷できない場合は、集出荷業務を代行するものとして指定集荷人を置くこととなっており、採捕従事者は指定集荷人に出荷し、指定集荷人が高知県しらすうなぎ流通センターに出荷することとなっております。

なお、この高知県しらすうなぎ流通センターは、シラスウナギの集荷と県内の養鰻業者への供給を適切かつ円滑に実施するために、高知県で採捕されたしらすうなぎの一元集荷を目的に作られた団体で、その組織体制の健全化や透明化を図るために、昨年11月に一般社団法人として法人化しています。

それでは3ページをご覧ください。

これらを踏まえまして、「令和3年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針」につきまして、重要な点、改正点をご説明します。

まず、改正点の一つ目ですが、海面と内水面の取扱方針を統一致します。昨年度までは海面と内水面それぞれ別々に取扱方針を設定していました。これは、根拠となる漁業調整規則が、海面と内水面で別々であったからです。しかし、昨年度の12月に海面と内水面の漁業調整規則が統一されたことから、それに応じてこの取扱方針も統一するものです。なお、取扱方針が統一されることによる内容の変更はございません。

二点目は採捕従事者数を規定している第4条についてです。昨年度まで採捕従事者数を規定する第4条には「ただし前年度に許可名義人でなかった漁協については、直近の許可を受けた年度の採捕従事者数を上回らないように努めるものとする。」という記述がございました。

これは、かつて採捕をしていて現在は採捕をしていないところが、再び採捕を希望する際のために設けられた規定ですが、採捕従事者数につきましては資源管理のために、高知県全体の採捕者数の総数を上回らないように管理しておりますので、この記述については削除したいというところでございます。

10ページの第4条の条文をご覧ください。こちらにありますように、採捕従事者数については「前年度の採捕従事者数を上回らないものとし、削減に努めるものとする」としており、このような形で高知県全体の採捕者数を管理し、資源管理を進めて参りたいと考えております。

3 ページにお戻りください。

続きまして、第 11 条の条件の見直しについてでございます。第 11 条の 4 号に漁具の規模を規定しておりまして、これまでは、すくい網の規模を網口の周囲 3 メートル以内、としていたものに、新たに、網の丈が 1 メートル以内という記述を加えます。

より詳しく説明致しますので、1 ページ飛ばして 5 ページをご覧ください。

高知県のシラスウナギの漁法は火光を利用するすくい網で、その漁具の規模は網口の周囲 3 メートル以内、と規定されており、使用できる漁具は、中段に「使用できる漁具の例」として示しておりますようなものでございます。しかしながら、特定の地域では下部のイラストにあるようなひき網と呼ばれる漁法が横行しておりました。従いましてこの度、網の丈 1 メートル以内という規定を新たに加え、このような状態を正常化して参りたいと考えております。

4 ページをご覧ください。

こちらは漁具に関する誓約書となっております、裏面に先ほどの 5 ページのイラストを印刷します。今年度はこちらの誓約書を採捕者全員に提出をしていただきまして、今回の方針の改正と使用できる漁具の周知徹底を図り、禁止漁法の一掃を図って参ります。

続きまして 6 ページをご覧ください。

こちらには、取扱方針第 9 条の採捕期間の変更と月例表をお示しております。令和 3 年度の案では、12 月 12 日から翌年の 3 月 12 日の間の 91 日間とし、第 2 項に「漁業権のある区域については、前項の期間のうち当該漁業権者が同意した期間とする。」を追加した案とさせていただきたいと考えております。

県は毎年、各方面の関係者の意見を聞いたうえで採捕期間の案を設定し、漁業権区域内で採捕の許可をする場合にはその漁業権者様の同意を前提に許可をして参りました。しかし今回の県の案に対して、一部の漁業権者様からは慎重なご意見を頂戴しておりますことから、この第 2 項を追加し、これまでの考え方を明文化したということでございます。

従いまして、県が設定した期間については 12 月 12 日から 3 月 12 日となりますが、漁業権者様の同意がそれより短い期間についてのみとなる場合につきましては、その同意した期間のみの採捕許可となることとなります。

これまでご説明した変更を加えました取扱方針・及び要領につきまして、資料の 7 ページから 18 ページの内容で意見公募を実施しました。7 ページから 9 ページは県のホームページなどに掲載した意見公募のご案内

内、10 ページから 18 ページは取扱方針及び要領の案でございます。意見公募の期間は、令和 3 年 9 月 16 日から 10 月 4 日の間で、県のホームページのほか県民室、福祉事務所などで閲覧できるようにしました。

その結果、提出された意見が 3 件ございました。19 ページをご覧ください。

意見につきましては重複している部分もございますので、まずはそれぞれの意見を紹介させていただきまして、県の考え方をまとめて説明させていただきたいと思っております。

まず（１）の意見についてですが、「高知県のシラスウナギの浜値は全国相場に比べてかなり安いと思う。その原因は養鰻場の経営者が会長である一般社団法人シラスウナギ流通センターが独占で取り扱っているからだと思う。令和 5 年度から知事許可漁業化するうなぎ稚魚漁業は、採捕数量の上限を全国レベルに増やして欲しい。」

次に（２）の意見ですが、「採捕期間中に採捕の禁止期間を設ける去年のルールは、密漁者の見分けが付きやすく、また、採捕日数は変えずに採捕期間が延びて多くの人が満足し好評であったのに、なぜ変更したのか。うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針やうなぎ稚魚受給要領について、過去のものも含めて全て公開して欲しい。知事許可漁業に移行後の採捕許可について、不明な点が多い。流通については採捕者から搾取する現行の指定集荷人制度を継続するべきではない。」

最後に（３）の意見ですが、「高知県漁業協同組合連合会は令和 3 年 7 月、流通センターから脱退している。こうした状況で流通センターにシラスウナギを一元集荷させることは海面漁業者に大きな不利益が生じるのではないかと懸念する。」

といったご意見を頂戴しました。

これに対しまして県は、「高知県のシラスウナギの相場について」に関しましては、「浜値については、流通センターが養鰻事業者へ供給する単価を参考に、指定集荷人が各地で決定しています。養鰻事業者への供給単価は、養鰻生産者協議会を開催し、そこで示された最高入札価格を採用しています。令和 2 年度の高知県の供給価格は漁期を通して、1kg 当たり 60 万円となっており、同じように統一の単価を持っている宮崎県の単価は 1kg 当たり 60 万円、静岡県は 1kg 当たり 62 万円であったことから、高知県が突出して安値という状況ではございませんでした。」といった回答をさせていただき予定でございます。次に、「採捕期間について」に関しましては、「採捕期間の案はシラスウナギの採捕関係者、養鰻事業者、内水面関係者の意見を参考に県で決定しています。」といった回答をさせていただき予定でございます。「過去の資料の公開」に関しましては、「過

去の取扱方針や受給要領の閲覧については、漁業管理課にご相談ください。ご希望の閲覧方法をお知らせいただければ、調整させていただきます。」といった回答をさせていただく予定です。「知事許可漁業移行後の制度について」に関しましては、「現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度を設計しているところであり、方向性が定まった時点でお示しさせていただく予定です。」といった回答をさせていただく予定でございます。「流通センターの一元集荷について」に関しましては、「高知県のうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可をしています。流通センターはこの許可の目的を達成するための組織として、平成8年度に設立され、シラスウナギの許可名義人や指定集荷人からの集荷と、養鰻事業者への適正な供給に取り組んできました。今年度の特別採捕許可についても、許可の目的に変更は無く、引き続き流通センターの役割は必要であると考えております。しかしながら、流通センターの業務の性質上、様々な立場の関係者から構成される形が望ましく、流通センターも海面漁業者の復帰を望んでいることから、県も海面漁業者の復帰に向けた調整を行って参りたいと考えております。」といった回答をさせていただく予定でございます。

21 ページから 27 ページにつきましては、説明は省略させていただきますが、全国及び高知県のシラスウナギの採捕量や池入れ状況などの資料でございます。

次にこちらのカラーの資料をご覧ください。これは内水面漁業関係者の皆様より、シラスウナギの採捕によるアユの稚仔魚の混獲が懸念されるとの指摘を受け、今年度はこのようなチラシを作成し、採捕者の皆様全員にお配りして、アユの稚仔魚の混獲の防止を啓発して参りたいと考えております。

最後に、本日ご欠席の山下委員からご意見を承っておりますので紹介をさせていただきます。「ニホンウナギの仔稚魚採捕において、その他の海洋性魚類についてエビ・カニ類、仔稚魚や幼生等の混獲がどれくらい発生しているのか、今後の検討のために現段階から調査データをとっておくべきではないでしょうか。」とのことでございます。

内水面関係者の皆様からも、シラスウナギの採捕の際、アユの稚仔魚の混獲状況について調査の要望を受けておりました。今年度の混獲調査の実施に向けて試験研究機関と協議をしながら現在その調査計画について検討しておるところでございます。またその調査計画や結果につつま

しても委員会でも共有して参りたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

大木委員

シラスウナギの採捕と流通については、これまでも長い年月の中で非常に不透明な部分もあり、混沌とした状況もあり、一部には無秩序さが横行するような状況も見受けられます。そのような状況の中で、県の内水面漁連の方で、多角的に協議をしております。その結果、今年度のしらすうなぎの採捕について意思決定をして、県に要望を出しているところです。ところが本日示された案の中では、内漁連から要望した要望事項について、特に採捕期間が11日間前倒しをして長くなっております。これは非常に残念だと思います。内漁連は主に五種漁業の事業主体としておりますので、この内漁連の要望というものは非常に重いものだと思います。それが残念ながら受け入れられることなく、11日間前倒しということには非常に残念だというように思います。

ただ、内漁連の具体的要望の中で、他の漁業権魚種のアユへの悪影響を及ぼさない状況で、採捕期間の終了期日を3月12日にしておりましたが、それはこの案の中でも取り入れられておまして、その辺は評価されるべきだと思います。

それともう1点、先ほどの説明がありましたが、採捕期間について各河川の漁業権者の同意が前提だというように明文化されております。これは確かに、評価をされる部分だと思います。しかしながら、この漁業権者の同意が前提というところは、諸刃の剣のような部分もありまして、採捕期間中の採捕の量、或いは漁模様にもよりますが、採捕者や関係者の不満の矛先が全部当該漁協に向けられるのではないかということが懸念されます。過去にもございましたが、漁業組合に苦情や要望の電話が殺到して、通常の漁協業務が維持できないというような状況がございました。そういう状況がもしかしたら起こり得るのではないか、というような懸念もございます。

最後になりますが、今回の取扱の骨子の一つであります、海面と内水面の統一の取扱、これはぜひとも堅持をしてもらいたいと思います。もし採捕期間等で相違が生じますと、特に海面と内水面の境界部分の採捕者が、分かりづらく混乱が生じる恐れがあります。ましてや許可証の運用に当たって、もしそこに少し身勝手が入りますと、とても収拾のつかない、取締りについても大変多忙を極めることになりかねますので、ぜ

ひとつもそこはよろしくお願いいたします。

島崎委員

県のお考えは、アユ資源にしてもシラスウナギ資源にしても、資源を守るという本来の委員会から逸脱しているように思います。例えばシラスウナギの採捕期間を延ばすことによって、ウナギの遡上が減ります。ましてやシラスウナギに関しては、関係者に聞くと、採捕量は県内の3割じゃないかといった声が聞かれます。じゃあ残りはどうするのか。ある利権のために県外に出す。どこへ出すのかは知りません。採捕人が直に出すのか。あるいは闇で捕った業者が出すのか。高知新聞の連載にもありましたが、あれよりもまだ深い底があるように思います。したがって、そこら辺の外へ出さないというしっかりした取締りができるのかということ。

それともう1点、アユに関しましては、全国的に天然アユを増やすという目的に取り組んでいるようですが、今回のシラスウナギの採捕期間を見ると、河川内ではすくい網ですから流下仔魚への影響はほとんど無いと関係者の方から聞いていますが、海面での押し網、引き網等による流下仔魚の混獲は、結局シラスウナギの採捕者にとってアユは正直邪魔になりますから、放流するわけですが、一旦網で傷ついた仔魚が生き残れるのか。それは無理であろうという意見の方が強いです。ということは増殖目的には全く沿っていないということです。どこに根拠があって、シラスウナギの採捕期間を長くしたのか。また、協議した期間等、協議した相手方、委員会で出てきた期間を決める要素を教えてください。

谷口書記

まず、大木委員と島崎委員のお話にもございました、何故この採捕期間になったのかということについて回答させていただきます。県の現在の採捕期間が12月12日から3月12日までとなっておりますが、県としては当初、別の案がございました。養鰻業界の方々を含め、12月の初めの闇の大潮に採捕したいというご希望がございました。そういったことも踏まえ、内水面漁連の皆様等にもお諮りをさせていただきました。ですが、その中で先ほど島崎委員からもご指摘がございましたアユの流下仔魚についても非常に影響が懸念されるというご指摘をいただきました。それから我々の初めの案では、去年と同じように中抜き、期間は一定95日間ということですが、中抜きで70日間というような満月の大潮を禁漁期間とする形で提案をさせていただきました。そちらにつきましても、内水面漁連様の方から禁漁とはいえども密漁がやっぱり心配であり、それは控えてもらえないかというご意見を頂戴いたしました。結果、我々の案といたしましては、12月頭の闇の大潮はなかなか採捕が難しいけれども、なんとか半月の12日から採捕をさせていただけないかという

こと、また、3月の12日というところでこちらもアユの遡上に影響がないように、もちろん全く影響がないということは難しいのですが、アユの影響も軽減されるので3月12日までというところで採捕期間をいただけないかと、また、中抜きもやめるということでこの案を出させていただきました。

この案について先ほど説明をさせていただきましたが、内漁連様の方から慎重な意見をいただいております、文書でも頂戴しております。ですので、この内漁連様の文書には、内漁連様の管轄内では内漁連様の希望の期間とするということを文書として頂戴いたしました。我々は漁業権者の意思を無視して採捕期間を設定することは出来ませんので、これまでと考え方は同じなのですが、こういったご意見をいただきましたので、あえてこの2項に、漁業権のある区域についてはこの期間とするということで、皆様の大事な漁業権区域内で採捕が行われる場合には、皆様の許可が得られない期間については許可をしないということを明確にさせていただきますというところでございます。

もう1点島崎委員の方からご指摘をいただきました、ひき網の混獲によってアユが傷つけられて死んでしまうという話についてですが、仰るとおりこういったご報告を内水面関係者の方々から指摘をいただいております。従いまして、積年の課題ではあったのですが、今年度からそういったものは一掃して参りたいということで、用いられている河川の許可名義人様あるいは関係者と数年間調整に時間がかかったのですが、撤廃をするということで、こちらの網丈1メートル以内ということで、取扱方針に明確に示して、チラシと誓約書を配って、アユを傷つけるひき網というものを今年度から撤廃をして参りたいという形で進めさせていただきます。

大木委員からもご意見がございました海面と内水面の取扱方針の統一を堅持してくれとのことでもあります。ウナギは海からのぼってきますが、川にのぼってということで、もちろん区域は違えど、資源管理しなければいけないのは同じであり、内水面と海面でやっていかなければいけないものだと考えております。規則も統一をされましたので、ウナギの資源管理のための取扱方針についても海面と内水面同じ視点で資源管理をしていくということをしてまいりたいと思います。私からは以上です。

島崎委員

今回の県の取組が妙に分かりません。例えば、先ほど仰られたように内漁連さんの方へ採捕期間の開始日を12月1日として出したら、今回の案が出てきた。単純に考えると、少し言葉が悪いですが、このボールペンを100円で売りたい。ところが、買う方は80円でしか金を出さない。

じゃあ1回120円でふっかけてみいやと。そしたら間をとって100円にしましょうと。うちも20円損をします。そちらも20円我慢してくださいよと。痛み分けという形がふと浮かびました。

それともう1点、明文化された許可の区域についてですが、これも言えば、問題が生じれば許可した漁協に全て責任を負わせる形になっていて、大変なことになると思います。最初から分かっていると思います。県の方でこういった問題が生じることについて考えられなかったのでしょうか。

谷口書記

今のボールペンの例えのような気持ちは一切ございません。最初に採捕期間を12月1日からとすることを、高いボールとして仰いましたけれども昭和の時代から平成23年までずっと、12月1日から3月5日までという期間で採捕をしてきたという実態がございます。ただ、昨今のウナギの資源管理に対する姿勢もございますので、12月1日から3月5日という期間でずっと来ていたものから、24日間禁漁期間を設けたいということで、その期間をなんとかお認めいただきたいとお話をさせていただいておりました。わざと高いボールを投げてという気持ちはみじんもございませんでしたので、それは委員の皆様にもご理解いただければと思います。

また、漁協さんの方に責任を投げるつもりなのではないかということについてですが、そんな気持ちももちろんございません。我々としたら、まず第1としては県の案に漁業権者様の同意を頂きたいということで、その期間で足並みを揃えてやって参りたいということをお願いをして参りました。しかし、どうしても折り合いがつかなかったという部分がございます。ただ、内水面の皆様のご意見はよく分かる。先ほど間をとるということを言っていただきましたけれども、取扱方針も多方面の皆様のご意見を聞かねばなりません。そういった中で、今回はどうしても折り合いがつかないという場合に備えまして、この第2項を設けさせていただいたということでございます。

島崎委員

すみません。ボールペンの値段の話は例えです。

それからですね、指定の区域を明文化して取締りは漁協に任せるのでしょうか。それとも漁業管理課でしっかりと違反を取り締まるのでしょうか。問題が生じた場合は、その原因は2つの採捕期間を設けた県にあると思います。責任を持って問題をおさめることに県が関係ないとは言えないと思います。これは無理があるように思います。

それから、ウナギとアユの資源の増殖が人間の都合だけで置き去りにされています。この会がなんであるのかという原点にかえれば、ちよっ

とおかしいのではないかと思います。

池課長

漁業管理課でございます。先程ご指摘のございました取締りについてでございますが、境界についての取締りは漁業管理課で責任を持って行いたいと考えております。それともう1点、異なる採捕期間による問題については、事前に許可名義人を通じて採捕従事者には徹底をしていきたいと考えております。そういった面についても徹底していきますので、取締りについては漁業管理課の責任としてやっていきたいと考えております。

大木委員

シラスウナギ漁とアユ資源の関係で、皆さんに共通認識を持っていただきたいことがあり、一言申し上げたいです。シラスウナギを採捕するためにアユが犠牲になるのは、もちろん混獲という場合がございます。また、シラスウナギを採捕する漁法というのは、火光を利用するすくい網が基本ですが、火光を水中に灯すことによって、アユの稚魚がプランクトンを食べるためにそこに集まってきます。それを捕食する魚もたくさん集まってきます。それは、エバとかセイゴとかがアユを食べるためにたくさん集まってきます。ですから、シラスウナギを採捕するために火光を水中に灯した時点で、シラスウナギを採捕するかどうかについては別にして、アユ資源にはそれだけ打撃がいつているということです。捕食を助長する行為を、皆さんやっているわけです。それが、狭い範囲で何百もの火光が灯りますので、それぞれの場所でそのような行為が繰り返されているというわけで、アユへの打撃というのは計り知れないものがあるわけです。それは、ただ混獲して一晩に何百匹ものアユを死なせるといった単純な行為ではありませんので、ぜひとも理解をしていただきたいと思います。

御処野委員

私も一応、野根川漁協の組合長でして、8月5日と9月9日の組合長会で、シラスウナギのお話がありまして、組合長はやはり資源を守りたい、アユ資源は漁協にとって生命線のようなものなので、アユの仔魚が下りていく時期はなんとか避けてくれという意見を出しました。その後家に帰って、難しい問題だと、谷口さんとか板挟み状態で大変だなということを考えたのですが、結局、簡単に考えれば、産業をとるか、資源をとるかだと思いました。産業を守りたい人と資源を守りたい人の、折り合いをつけるのも難しいと思ったのですが、その問題について、野根川漁協の書庫の中にあつた昭和49年の、先代の組合長が保管していた資料だと思いますが、そこにもしっかりとシラスウナギやアユの資源のことが手書きで残されておりまして、まったく今と同じ事を毎年毎年議論

して、昔は乱獲する業者もいたようなので今よりもっと激しく議論されている資料も残っています。この資料をざっと読んでいたのですが、この50年くらい前に書かれている資料を見ているとこのままこのようにやっているとアユ資源もシラスウナギ資源も減っていくのは確実であるという風に書かれています。野根川で活動しておりますと、70歳くらいのおじいさんが、子どもの頃はアユがうじゃうじゃいたのに、ウナギがうじゃうじゃいたのに今はなくなったと言っているのを聞いて、まさに危惧していたとおりになったのかなと思いました。県の方も混獲しないようにと、このようなチラシを作ってくれたりとしているのはありがたいのですが、網で夜にごそとすくって、12月に孵化したアユとシラスウナギをどうやって分けているのかということが疑問で、県としては注意喚起しましたよと言っているだけの気がするので、組合長会からも提案していたと思いますが、網の中にどれくらい稚アユが入るのか、第三者の方に調べてもらって、ちゃんとお伝えできれば、網の中の1%が稚アユだとなれば、それをダメだと内水面の方も言わないでしょうし、網の中の50%が稚アユだということになれば、大事なアユなので勘弁してくれという話になりますし、その辺を明確に出してから、今年は調査して間に合うのかどうか分かりませんが、50年も前からこういう状況なので早く各河川で調べて出して説明していただけたら、少しは毎年こういう争いにならないのかなと思います。私は組合長という立場もありますし、産業も資源が無くなればそれまでだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

島崎委員

私も長いこと人生やっております。早明浦ダムの出来る前の吉野川、それから仁淀川のダムが出来る前も知っております。鏡川もダムが出来た後でも天神橋の下が小さな川垣でして、小さなクロコになったばかりのウナギが必ず2、3匹はおりました。吉野川の中流、本山町辺りでも8月頃に子どもたちが石を落とすと成長したウナギが石に必ずいました。それから河口域ではシラスウナギが上がってきて、そうめん汁にして食べていました。それくらいウナギが多かったです。アユに至っては、四万十川でおばちゃんたちが夜、腰まで浸かって、足の間につこんでくるアユを手掴みで捕っていたくらいたくさんいました。昔のことを言っても詮無きことですが、昔ほど増やすのは無理ですが、自然環境が悪化している中、まだこれ以上アユやシラスウナギをいじめるのかということ。七十数年生きた爺の言葉です。若い方には分からないかもしれませんが、昔の川は楽しかったです。昔に少しでも近づけるように、この会も努力していただきたいと私は思います。

ご意見ありがとうございます。まさに、アユ、ウナギだけではないですが、川の資源を守りながら、いかに利用していくかということが、この委員会や我々に課せられた課題だという風に思っております。それに沿ったご意見を頂戴しているものと理解しておりますけれども、一方で御処野委員からのご指摘のありましたとおり、我々行政の立場といたしましては、自然を守ること、それから産業をいかに育てていくかということを考えていく必要があるということで、漁業法で認められている特別採捕という方法によって種苗を確保していきたいということで、採捕を毎年お願いしているということでございます。そういった中で、どのような調整を行っているかということを担当からも答えさせていただきましたが、一般的な言い方をしますと、採捕者はできるだけ長く採捕させて欲しいと、養鰻事業者にしても潤沢に安く種苗が手に入るようにして欲しいということでございます。それに対して、内水面の方々からは今頂戴したように、できるだけ採捕しない方向で調整してもらえないかということがご希望で、そういう風に真っ二つに主張がわかれているところでございます。担当からも申し上げました、重複を覚悟でもう一度私からも申し上げますけれども、会に出席させていただいて内水面漁連の方から事前にいただいたご要望といたしましては、採捕期間についてのご希望は先程のとおりでございます。それから昨年初めて施行させていただいた採捕期間の中抜きについてはやめて欲しいということ、3点目が同意の無い区域・期間については採捕を認めないということでございます。それからもう1点が、先ほど話題になっておりました、アユ流下仔魚の混獲調査を実施についてでございます。大きく言えばこの4点がご要望であったと考えておまして、再々説明をさせていただいておりますが、中抜きはもうしない、同意のない区域につきましては、元々そのような考えがございましたが、明文化することで明確にさせていただく、アユ流下への影響調査につきましては、先程ご提案のあった全河川でということにはすぐには難しいですが、現在内水面漁業センターと調査手法を検討しているところでございます。期間につきましては、先ほどふっかけたというお話もございましたが、そのようなことは微塵もございません。担当が申しましたとおり、元々そういう期間で長いこときていて、しかも中抜きをするという案で当初申し上げていたものを、アユの産卵の時期も最近どんどん後ろにこけてきているというご事情を説明いただく中で、ただ、採捕者の方から出来るだけ早い、闇の大潮を期間中に4回入れて欲しいという要望があり、つまり1回でも多くということですが、一方で内水面関係者の方々も闇の大潮を3回にして欲しいという要望があり、それに対して単純と誹りを受けるかもしれませんが、3.5という中庸案を出させていただいたところでございます。

さらに内水面漁連からいただいた文書には記されておりましたが、ひき網についても禁止を徹底させていただきます。特に仁淀川につきましては、引き網が横行しているということがありまして、引き網を禁止することによりましてアユへのダメージがかなり軽減されるだろうという仁淀川漁協さんからのご評価をいただいているところでございます。この点は頑張りたいと考えております。

さらに組合長会に出席する中で、取締りの体制等についても、ご不満・ご要望の声を多数頂いておりますので、今期採捕がされましたら途中で状況も報告して欲しいというご要望を頂きましたので、それについても1月か2月頃に開催できるように日程を調整しているところでございまして、私どもとしましては採捕するという時点でウナギ資源へのダメージとして一定の批判を受けることは承知の上で、産業の保護という立場もあることから、これで内水面漁連さんからのご意見・ご指摘は受け入れさせていただいたということで、採捕期間については閩の大潮 3.5 という中庸案で行かしていただきたいという考えでのご提案でございます。長くなりまして申し訳ございません。

林田会長

シラスウナギの特別採捕については、内水面漁連は理事会・組合長会で令和3年12月23日から令和4年3月11日までと決めまして県に提出しております。県の方は関係機関に通達をよろしくお願いたします。漁連としては12月の流下仔魚、これは12月のアユが遡上するのに一番適したアユです。10月、11月の流下仔魚は海温が高いので生存しません。だから私たち漁連はここをどうしてもいかんという理由です。この魚が成長して、遡上する3月の稚魚に変わっていきますが、流下仔魚が減っていくと川のアユが減耗していくということです。今年のアユは少ないなということが起こるのはこの時期です。だから、これ以上採捕期間を動かさないということを決めたのが、先の組合長会です。これも踏まえて、12月23日から3月11日までと決めたことに関しては、県の方にも理解頂きたいですのでよろしくお願いたします。

御処野委員

せっかく皆様がいらっしゃるので教えていただければと思いますが、また50年前の資料のことなのですが、この時のシラスウナギの採捕期間は1月16日から3月25日までとなっていて、多分アユの産卵は毎年毎年遅れておりますので、50年前は今よりアユは産卵が早くて、この時はアユが下りた後くらいにちょうどシラスウナギの採捕が始まって、バランス的には良かったのかと思いますが、アユの流下が遅れてきて、シラスウナギの採捕が1ヶ月あまり早くなったというのは何故なのでしょう。

谷口書記

県の方で持っているデータですと、昭和44年からシラスウナギの許可期間がありますが、例えば一番古い昭和44年の資料では1月30日から4月30日までというような期間になっております。ただ、注意書きとして、昭和50年代までは許可名義人毎に許可期間が異なっており、必ずしもこの許可期間でないとなっております。従いまして、区域毎に期間が異なっていた可能性がございまして、今、一概にこうということが申し上げにくいというのが正直なところでございます。ただ、私や西山の説明の中で少しお話をさせていただいた、12月1日から3月5日までという期間が昭和60年から平成23年までの長い間県として統一している期間でございまして、ただ、資源問題が指摘されまして、絶滅危惧種に指定されたり、鰻養殖業が大臣許可漁業に指定されたりという流れの中で、平成25年から採捕期間短縮という形になりまして、先程申し上げましたように、採捕期間が短くても可能な限り採捕できる潮回りでの調整が行われてきたということでございます。

西山副部長

想像でございますけれども、申し訳ございません、古いことは分かりようのないこともあります。採捕が始まった当時から採捕者と養鰻事業者との綱引きは続けられてきたようですが、鰻生産の方の生産サイクル、いつ頃稚魚が欲しいか、いつ成鰻が高く売れるかということも採捕の要望に反映されてきたのではないかと思います。できるだけ早い稚魚が欲しいと言う声もあったんじゃないかという風に想像します。申し訳ございません、これは想像でございます。

御処野委員

ありがとうございます。

川村委員

先ほど大木委員から貴重なご意見を頂きましてありがとうございます。ライトをつけることがそれほど大変なことだということに気付いて、こんなことはやめていかなければならないと思いましたが、アユが減っているのも事実なので、この辺のところを謙虚に受け止めなければならぬと思いました。それから林田会長から12月のアユは非常に大事だというお話がありましたが、これも肝に銘じたいと思います。今回仁淀川漁協さんから強い要望のあったひき網の禁止ということで、皆さんも概ねご存知かと思いますが、実際採捕する漁師さんたちは荒くれた方が多いです。彼らに言うことを聞かすのが今年の私の仕事でございます。体を張って、一匹ずつ丁寧にすくいなさいと、こんなんでも引っ張ったらアユの稚魚とか木の枝とかどっさり入って、最後口のところの紐をほどいてタライの方へ入れるんですね、そこでシラスウナギと他のものを選ぶ

んですね、だからよりことというのがついて行く、そんな乱暴な捕り方をすると大事なアユも混ざってしまうので絶対それはさせないと、今回県の方も頑張ってくれまして、1人1人に念書をとると、警察にも行くんでしょうけれども、ひき網をした時点で法的処分を受けると書いてありますので、それを受けて、許可名義人としても、県の漁業管理課と力を合わせて乱獲にならないように最大限の努力をしたいと思っております。県の産業の一部として養鰻もあるわけですが、出来るだけ高知県の資源を有効に利用しながら、皆様方に迷惑をかけないようにどうするかということもこれからも考えていきたいと思っておりますので、ぜひともご協力の程よろしく願いいたします。

百田委員

私は食文化の保護・継承をしていくという立場で、アユ釣りを始めた者なんですけれども、それまでは全くアユやウナギのことも存じ上げない中でまだ数年なのでほとんど知らない事ばかりですが、今回の採捕案について括弧書きで漁業権者が同意したのみとしていただいたのは、評価されるべきことなのですが、一般の者からすると採捕期間を別にされるということは非常に分かりにくくて、周知徹底することがなかなか難しいことなのかなということが非常に懸念する点で、周知されないことによって保護されないということを懸念します。すでにウナギやテナガエビなんかもポスターを作ってくださいって各漁協さんに貼ってくださったり、ホームページで出してくださいってしているのですが、実際私がアユ釣りを川に入っている中で、禁止期間に採捕しようとしている方をお見受けしたりだとか、アユでも10センチ以下のものを採捕しようとしている方をお見受けすることがあり、それは個別に私は内水面委員なんですけれどもそれを採捕しますか、ということを少し申し上げますと戻してくださったりしますが、やっぱり周知徹底をするというのは難しいので、何か良い方法がないのかなと懸念しております。

林田会長

採捕期間は難しい問題ですので、皆さんのいろいろな意見を聴きながら、少しずつ前進していければと思います。

他にご意見が無いようですのでお諮りしたいと思います。第2号議案「令和3年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針について」は原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議あり」という者あり。）

林田会長

異議があるようですので、一旦小休を挟みます。

(小休中)

林田会長

採決を挙手でとりたいと思います。
原案に反対の方は挙手をお願いいたします。

(5名が挙手)

林田会長

出席委員6名のうち5名が反対ということになりました。
県の方は持ち帰りますか。

西山副部長

本委員会としては反対ということで決議いただいたということで、明日、海区の委員会も予定しておりますが、そこでの対応も含めて頂いた結果を持ち帰って取扱方針の決定をどうするのか検討させていただきたいと考えております。

林田会長

この問題は持ち帰りということによろしいですね。
他に無いようですので、これを持ちまして第4回高知県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

本書は、第21期第4回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋 _____

議事録署名委員 島崎 章 _____

議事録署名委員 百田 美知 _____